

## 根室市地域包括支援センター運営事業実施要綱

(設置)

**第1条** 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき根室市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

**第2条** センターは、高齢者等が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続できるよう、公正・中立な機関として事業を実施し、地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(位置)

**第3条** センターの位置は根室市常盤町2丁目27番地、根室市役所市民福祉部介護福祉課内とする。

(事業)

**第4条** センターにおいては次の事業を実施する。

(1) 介護保険法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業

(2) 介護保険法第115条の38第1項第2号から第5号に規定する次の事業

ア 介護予防ケアマネジメント事業

被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防事業（地域支援事業）その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

イ 総合相談支援事業

被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関等との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業

ウ 権利擁護事業

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利養護のため必要な援助を行う事業

エ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

(事業の実施等)

**第5条** センターにおいて行う事業は、高齢者等やその者を現に養護する者、これらの者に関わる各種サービス事業者及び地域の関係機関等を基本として、次条第1項各号に掲げる専門職員が連携してこれを行うものとする。また、事業の実施にあたっては、高齢者に提供されるサービスが、理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように、公正・中立性を確保しなければならない。

2 センターは、相談を受けた要援護高齢者等に関する世帯や住居の状況、日常生活動作等の基礎的事項、公的保健福祉施策等の実施状況、処遇目標達成状況及び今後の課題等を記載した台帳を整備するとともに、これを適切に管理し、継続的支援及び処遇の適正な実施を図るものとする。

3 センターは、休日・夜間等における高齢者等の緊急時において24時間体制で対応できるようにするものとする。

(職員体制等)

**第6条** センターには、管理者を置くとともに、原則、次の各号に掲げる事業区分に応じて、常勤・専従職員を各1名以上配置しなければならない。

(1) 第4条第1号及び第2号のアに掲げる事業

保健師又は地域ケア、地域保健等に関し経験のある看護師等

(2) 第4条第2号のイ及びウに掲げる事業

社会福祉士又は福祉事務所における現業事務に通算して5年以上若しくは介護支援専門員の業務に通算して3年以上従事した経験を有し、かつ高齢者の保健又は福祉に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う業務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 第4条第2号のエに掲げる事業

主任介護支援専門員又は必要な助言を行う業務に従事した経験を有する介護支援専門員

2 管理者は、地域包括支援主査とする。

(秘密の保持)

**第7条** センターの職務に従事する者又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(利用料)

**第8条** センターの利用料は、原則として無料とする。

(根室市地域包括支援センター運営協議会の関与)

**第9条** センターの事業運営等に関し必要な事項は、根室市地域包括支援センター運営協議会設置要綱に定めるものとする。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は市長が別に定める。

**附 則**

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。